

CPA通信

2014年1月

Vol.73

**ゴルフ会員権は、H26年3月末までの
緊急対応が重要です。**

ついにゴルフ会員権の損益通算が廃止になります。

発行



経営改善に取り組みませんか。

島田公認会計士・税理士事務所

〒923-0938 石川県小松市芦田町2丁目12番地

TEL 0761-22-0043 FAX 0761-21-0243

e-mail info@ss-cpa.jp

URL <http://www.ss-cpa.jp/>

平成26年度税制改正大綱によりますと、ゴルフ会員権等の譲渡損失の損益通算廃止となっており、適用は平成26年4月1日以後の譲渡分からなっています。



譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）を追加する。適用時期は平成26年4月1日以後に行う資産の譲渡等。

すなわち、値下がりしたゴルフ会員権の損失を他の所得と通算して所得税の額を減額したい方は、平成26年の3月末までに売却する必要があるということです。

4月以後は売却して損失が出ても、それは家事上の損失として無視されるということになります。ゴルフ会員権の売却により節税しようという方は、早急な対応が必要です。

過去に「ゴルフ会員権の売却損」として掲載したCPA通信の記事を再掲します。

ゴルフ会員権の売却損

ゴルフ会員権の売却による税金の減少

値下がりしたゴルフ会員権の損失を他の所得と通算するために譲渡するケースもあると思います。ゴルフ会員権の譲渡による所得は、譲渡所得として総合課税の対象とされ、譲渡損失は給与所得や事業所得と合算して税額計算し、結果的に譲渡損失があると、それに対応する所得税分だけ納税額が少なくなります。

ゴルフ場が破綻する前に売買すること

ここで注意が必要なのは、この譲渡損失の計上はあくまで「売買」することが必要であるということです。ゴルフ場が破綻し、民事再生法等による再生計画が適用されるようになってからでは、通常売買はできませんし、ゴルフの会員権は株式等と違って税金計算上評価損もたてられません。

また、「売買」については実態が伴っていることが必要ですので、一旦譲渡してすぐ買い戻すケースや、親族間の売買等には注意が必要です。

預託金の切り捨て

ゴルフ会員権とは、契約上の地位であり、優先的施設利用権と預託金返還請求権を内容とする資産です。最近では民事再生法等による再生計画等により預託金を切り捨てた上、ゴルフ場経営会社が存続するというケースはよくあります。

この場合でも、単に契約の変更があったということでゴルフ会員権の性質は維持され、切り捨てられた損失は認識されません。預託金を100%切り捨てた上優先的施設利用権だけが継続するケースでは切り捨てた後のゴルフ会員権は優先的施設利用権と預託金返還請求権を内容とする契約上の地位とはいえませんが、取得価額と優先的施設利用権だけのゴルフ会員権の時価相当との差額は家事上の損失として切り捨てられ、所得の金額の計算上考慮されません。

ゴルフ会員権の売却損

取得価額	1,000
売却額	300
売却損	△ 700
(譲渡損失)	
給与所得	500
事業所得	400
合計所得	200

※ 譲渡損失を他の所得と合算し、その額に対して税金計算をするので譲渡損に対する分だけ税金が安くなる

